

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた国分寺市避難所開設方針

新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況において、風水害や地震等の災害が発生し、避難場所を開設する場合には、避難所の3密（密閉・密集・密接）の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に万全を期することが重要である。また、一方で、避難とは「難」を「避」けることで、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないことを、市民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で判断できるように、自らがとるべき避難行動の理解を促すことも重要である。そこで、市では、避難所の開設にあたって、以下の具体的な対応策をあらかじめ検討することにより、災害発生時に避難を要する市民の安全・安心の確保を図る。

1 感染防止に資する避難行動の周知

避難所内は、感染症のリスクが高い環境（3密）での生活になる可能性を踏まえ、市民一人一人に日ごろからの備えと災害時の避難行動について、取組や検討を進めてもらえるよう市報やホームページ等を通じ、以下の啓発・周知を行う。

（1）避難に関する理解の普及啓発

避難とは、「難」を「避」けることであり、防災・ハザードマップや避難行動判定フロー等を踏まえた上で、自宅等で安全を確保できる場合は、感染のリスクを負ってまで避難場所に行く必要がないことを周知する。

（2）在宅避難の啓発

避難所は、災害により自宅に戻れなくなった人が一時的に滞在する場所であることや集団感染の発生リスクがあることから、ライフライン等が被災した場合であっても引き続き自宅で居住が可能な場合は、在宅避難を検討することを啓発する。

（3）家庭の防災対策の啓発

在宅避難に備え、食料の備蓄や自宅の耐震診断・耐震改修、家具の転倒防止等の家庭の対策を促し、被災後も自宅で過ごせる環境づくりの取組みを啓発する。

（4）親戚・知人宅等への避難

避難所が過密状態になることを防ぐため、避難先として、安全な親戚・知人宅等も選択肢として検討することを周知する。

（5）避難時に持参する衛生用品等の周知

避難する際は、食料や水等の非常用備蓄品に加え、マスク、消毒液（ウェットティッシュ等）、石鹸、体温計、スリッパ等を携行することを周知する。

2 在宅避難者等への支援

(1) 在宅避難者等の安否確認

災害時に市民の所在確認を行う窓口を設置し、在宅避難者等の把握を行うとともに、自治会・町内会、防災まちづくり推進地区等と連携して安否確認に努める。

(2) 地区本部の設置推進

避難所等の防災拠点から離れた地域においても在宅避難者やテント泊・車中泊の避難者へ救援物資や市からの情報等が行き届くよう、自治会・町内会や防災まちづくり推進地区等と連携し、在宅避難者等を支援する活動拠点の設置を推進する。

3 避難所の量的確保

(1) より多くの避難所の開設

避難所に多くの避難者が集まり、各避難所が過密になることで感染を拡大させないよう通常より多くの避難所を開設し、人を分散させることで3密を回避する。

(2) 密集を避けた避難スペースの確保

避難所が過密にならないよう、可能な限り避難スペースの拡充を図る。例えば、学校施設では体育館に加え、教室や多目的室等を避難スペースとして開放するとともに、入所時の検温及び問診票によるトリアージの結果、発熱、咳等の症状がある者のための専用スペースを確保する。

(3) テント泊や車中泊の検討

避難者の密集を避けるため避難所が不足することから、学校の校庭や都市公園等におけるテント泊や車中泊について検討する。なお、車中泊は、エコノミークラス症候群や熱中症への対策に配慮するとともに、災害によってはテント泊や車中泊が適さない場合があることに注意する。

(4) 国・都立施設やホテル等の活用

現在、市の避難所に指定されていない国や都が保有する施設の活用に向けて施設管理者と協議・調整を行う。また、必要な場合は市内のホテル等の活用も検討する。

4 感染症対策物資の確保

パーティション、簡易トイレ、マスク、非接触式体温計、消毒液等の感染症対策に必要な物資・資機材を確保する。

5 避難所内の衛生環境の維持

避難者や避難所運営スタッフは、手洗い、消毒及び咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底するとともに、避難所内の通気性を保つため十分な換気に努める。

6 医師・看護師等の巡回・派遣体制の確保

避難者の心身の健康維持，感染症予防等のため，医師・看護師・保健師等に多角的に避難所の状況をチェックしてもらう体制を確保する。

7 感染者が確認された場合に備えた連絡体制の確保

避難所で感染者や濃厚接触者が確認された場合に備え，事前に多摩立川保健所との連絡体制を整理するとともに，感染者等の移動先や移動方法を事前に調整する。

8 帰宅困難者への支援

駅前滞留者によって緊急避難場所や市の帰宅困難者一時滞在施設が過密状態とならないよう，都立一時滞在施設の速やかな開設を都へ要請する。また，駅周辺における混乱防止や円滑な誘導のための情報提供について，事前に鉄道事業者と協議・調整を行う。